

平成28年第2回太子町議会定例会（第461回町議会）会議録（第5日）

平成28年3月25日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 総務常任委員会の所管事務調査報告
- 3 新庁舎調査特別委員会の所管事務調査報告
- 4 議案第11号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 5 議案第12号 太子町行政不服審査会条例の制定について
- 6 議案第13号 太子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第14号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第15号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第19号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第20号 太子町行政不服審査関係手数料条例の制定について  
(以上7件、総務常任委員会委員長報告)
- 11 議案第21号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第22号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第23号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第24号 太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第25号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第28号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上6件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 17 議案第10号 町道路線の認定について
- 18 議案第26号 太子町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 19 議案第27号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 20 議案第29号 平成28年度兵庫県太子町一般会計予算  
(平成28年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 21 議案第30号 平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 22 議案第31号 平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 23 議案第32号 平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 24 議案第33号 平成28年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算  
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 25 議案第34号 平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 26 議案第35号 平成28年度兵庫県太子町水道事業会計予算  
(以上2件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 27 請願第3号 「まちづくりに関して、太子町の行政能力向上と、議会が地域や住民視点で取り組むことを求める請願」
- 28 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

## 本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 総務常任委員会の所管事務調査報告
- 3 新庁舎調査特別委員会の所管事務調査報告
- 4 議案第11号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 5 議案第12号 太子町行政不服審査会条例の制定について
- 6 議案第13号 太子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第14号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第15号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第19号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第20号 太子町行政不服審査関係手数料条例の制定について  
(以上7件、総務常任委員会委員長報告)
- 11 議案第21号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第22号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第23号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第24号 太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第25号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第28号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上6件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 17 議案第10号 町道路線の認定について
- 18 議案第26号 太子町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 19 議案第27号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 20 議案第29号 平成28年度兵庫県太子町一般会計予算  
(平成28年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 21 議案第30号 平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 22 議案第31号 平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 23 議案第32号 平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 24 議案第33号 平成28年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算  
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 25 議案第34号 平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 26 議案第35号 平成28年度兵庫県太子町水道事業会計予算  
(以上2件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 27 請願第3号 「まちづくりに関して、太子町の行政能力向上と、議会が地域や住民視点で取り組むことを求める請願」
- 28 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

## 会議に出席した議員

1番	長谷川 正 信	2番	玉 田 正 典
3番	神 南 隆 司	4番	中 薮 清 志

5番 堀 卓 史  
7番 首 藤 佳 隆  
9番 平 田 孝 義  
11番 清 原 良 典  
13番 服 部 千 秋  
15番 森 田 眞 一

6番 藤 澤 元之介  
8番 福 井 輝 昭  
10番 吉 田 日出夫  
12番 中 島 貞 次  
14番 橋 本 恭 子  
16番 井 村 淳 子

**会議に欠席した議員**

な し

**会議に出席した事務局職員**

局 長 岡 田 俊 彦  
書 記 八 木 智 晴

書 記 森 文 彰

**説明のため出席した者の職氏名**

町 長 北 川 嘉 明  
教 育 長 寺 田 寛 文  
生活福祉部長 三 輪 元 昭  
教 育 次 長 宗 野 祐 幸

副 町 長 八 幡 儀 則  
総 務 部 長 堀 恭 一  
経 済 建 設 部 長 堂 本 正 広  
財 政 課 長 森 川 勝

(開議 午前10時00分)

○議長(井村淳子) 皆さんおはようございます。

平成28年第2回太子町議会定例会第5日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成28年第2回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

**日程第1 諸般の報告**

○議長(井村淳子) 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成27年度1月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員等から組合議会等の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願

います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

**日程第2 総務常任委員会の所管事務調査報告**

○議長(井村淳子) 日程第2、総務常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 それでは、総務常任委員会の所管事務調査報告書を報告します。

所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

1、調査事件。(1)入札のあり方。

2、調査年月日。平成27年6月8日(月)から平成28年2月24日(水)の間で計11回。

3、調査目的。入札や契約の方法(一般競争入札、指名競争入札、JV方式、随意契約等)について、当町の現状を理解した上で、各委員があるべき姿を調査研究し、当町の入札や契約の実施に資するためを目的とします。

4、調査の経過等。調査中の課題について、以下のとおり報告をする。

(1)入札のあり方。

【調査詳細項目】当町の入札方式の現状について調査を行うこととし、当局職員の出席を求め、事前通告していた次の6項目の説明を受けた。

1、入札全般について、2、一般競争入札について、3、指名競争入札について、4、随意契約について、5、プロポーザルでの入札はどのような場合に行うのか、6、一般・指名競争入札、随意契約は金額のみで入札を区分しているのか。

【入札の概要】1、当町の現状調査。

当町の入札の過去3カ年の推移は次のとおりであり、件数や落札金額でばらつきが見られた。年度によって落札金額の合計額に差があるのは、平成24年度には石海小学校本館校舎耐震補強改修工事、太田小学校北館校舎耐震補強外改修工事、太子東中学校校舎増築工事の3件の大型工事、平成25年度には新庁舎建設工事がそれぞれ実施され、工事の性質や内容に差があったためである。なお、「準町内」業者への発注は3カ年とも実績がなかった。

括弧の中を説明します。まず、年度、総数、内訳、それと町内、町外の順番に報告します。年度、26年、27件、2億6,914万6,800円、内訳は町内が17件、町外が10件、パーセントで町内は63.0%、金額は1億6,368万4,800円(60.8%)、町外が1億546万2,000円(39.2%)、25年度、28件、35億4,309万7,500円、22件(78.6%)、2億917万500円(5.9%)、6件(21.4%)、33億3,392万7,000円(94.1%)、24年度、20件、5億566万9,500円、15件(75.0%)、8,895万6,000円(17.6%)、5件(25.0%)、4億1,671万3,500円(82.4%)であります。

また、当町は、地元業者の育成を重視していることから、町内業者の受注は高い数値を示しており、町内業者では困難な建設工事のみ町外を含めて発注するようにしている。

共同企業体(JV)方式による入札を当町

で採用していないのは、公正取引委員会からの報告に基づいて、「談合防止の観点」、「責任の不明確化」、「コストアップ」等の理由により、最近徐々に各自治体で排除されつつあるため、単体企業を選定している。

2、洲本市への行政視察(JV方式の入札状況について)。

課題調査の「入札のあり方」に関し、JV方式による入札を取り入れている洲本市の状況を知ることによって当町の入札方式全般にわたる調査研究が深まるため実施した。

①JVによる発注方法に事後JVという方式があり、それを採用している。

②事後JVは、市側は事前にJVを結成する手続が不要となるため入札までの期間が短縮でき、業者側は落札者以外はJVを結成する必要がなくなる。

③事後JVは、競争性が働き、市内業者の育成で利点があるが、実際は思っていたほどの効果はあらわれなかった。

④市長の意向とは別に、競争入札資格審査会の審議により、市長の意向とは完全には一致しない今回の入札方法を決定したことに市政運営の民主的様子が見てとれる。

5、委員会のまとめ。

【結論】委員会として、以下のとおり結論をまとめた。

入札・契約制度は、公共工事によってつくられる財産を町民に提供する手段として位置づけられるが、その執行に当たっては、品質、適正価格及び競争性、公平性、透明性の確保等を念頭に、常に町民の理解と信頼のもとに進められなければならない。

また一方で、地元業者の育成は、技術力の育成、確保、継承という観点において中長期的に見て非常に重要なことであり、ひいてはそのことが町内経済の活性化や町税収入の確保につながってくるものである。

よって、どのような入札方法を実施するかにおいては、それらを総合的な見地において適切に判断し、最適な方法により行われるべきものである。

【提言】以上の調査結果を踏まえ、委員会として協議した結果、当局へ以下のことを提言する。

①当町の入札方法については、現状のままでおおむね適正になされていると判断するが、地元業者の採用を仕様書に盛り込むことを含め、大型工事については、さまざまな入札方法（JV方式によるものを含む。）における調査研究をさらに重ね、町民の納得性がより高い入札方法で実施すること。

②このたびの日刊各紙での報道のとおり、実施設計委託契約に先立ち町幹部が請負業者と会食をした行為は、町民に不審を抱かせることになり、遺憾である。今後、このようなことは厳に慎むこと。

以上です。

○議長（井村淳子） 以上で総務常任委員会委員長吉田日出夫議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

~~~~~

### 日程第3 新庁舎調査特別委員会の所管事務調査報告

○議長（井村淳子） 日程第3、新庁舎調査特別委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

新庁舎調査特別委員会委員長福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 それでは、新庁舎調査特別委員会より所管事務調査の報告をさせていただきます。よろしくお願いたします。

所管事務調査報告書。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

1、調査事件。(1)新庁舎に関する調査研究、(2)新庁舎にかかわる周辺対策に関する調査研究。

2、調査年月日。平成27年6月26日（金）から平成28年2月12日（金）の間で計11回。

3、調査目的。従前の新庁舎建設調査特別委員会での調査研究に引き続き、基本設計や実施設計に準じた工事が行われているのか、財政面で適切な運用がなされるのか等の新庁舎建設に関するさまざまな問題及び完成、開庁後における新庁舎のよりよい活用方法等を調査研究し、必要な提言を行う。

4、調査の経過及び意見。調査中の課題について以下のとおり報告する。

(1)開庁前の新庁舎等に関する調査研究。

9月14日の当特別委員会において、当局より新庁舎建設の進捗、支出額に係る資料の提示があり、現段階で予定総計41億1,090万9,660円とその内訳について説明があった。

今後の財政運営においては、新庁舎建設で地域交流館も同時に整備しており、他市町より割高になっているために公債費は当然上がるが、他事業の歳出を抑制したり、後年にずらしたりして将来負担比率を110%から120%とし、一般会計の税で賄う分は健全財政を維持できるとのことであった。

また、沖代線及び周辺歩道の改修・整備の状況においても、あわせて議会として引き続き監視を行っていくものとする。

〔予定総額の内訳〕平成23年度、基本計画設計費294万円、平成24年度、用地購入費4億8,700万円、基本設計費2,535万7,500円、平成25年度、実施設計費6,142万5,000円、平成26年度、工事監理費1,441万8,000円、建設工事費4億4,800万円、平成27年度、工事監理費480万6,000円、建設工事費29億2,546万3,160円、備品購入費（予算額）1億4,150万円。

(2)開庁後の新庁舎等に関する調査研究。以下の調査項目について協議を行った。

①議会棟の目的外使用。議会棟内の設備（議場、全員協議会室、常任委員会室）を目的外使用する場合の許可基準（議会案）を決定し、平成28年4月施行に向け総務課と協議した結果、次の事項で合意した。

なお、行政棟、地域交流棟を含む、これら行政財産全般の使用許可に関する取扱基準は、庁舎管理担当課である総務課が整備を行う。

目的外使用は、「町の行政執行の目的に合致する事業等」について行うことができる。目的外使用の許可は、「行政財産の用途・目的を妨げないこと」、「行政財産自体の効用を高めること」及び「議場においては品位を損なわないこと」の要件を踏まえて、個別に検討し、決裁処理により決定する。使用料は、全額免除とする。

②開かれた議場を実現するためのイベント企画を行うこと。一例として、議場コンサートを3月定例会初日の開会前に行うことで議会運営委員会に協議を申し入れた結果、実施については承諾され、その他の詳細を引き続き協議することになった。

③新庁舎開庁後に住民から町に寄せられた意見や、各委員が把握している住民の意見や気づいた点を調査。自治会長アンケート調査。町内全自治会（67自治会）中58自治会長から回答があった（回収率86.6%）。詳細については別添のとおりである。議員が把握している住民意見。当特別委員会委員だけでなく、全議員に対して調査を行い、5名から報告があった。

〔主な意見〕入り口に関するもの（正面玄関がない。入り口がわかりにくい等）。表示に関するもの（案内表示が少ない。どこに何があるのかわからない。文字が小さい等）。窓口に関するもの（案内係の対応がよい。椅子に座って職員と話ができるのがよい等）。設備に関するもの（エレベーターは高齢者、障害者、妊婦等に優しい。庁舎が明るくなった。駐車場が狭い。駐車場がわかりにくい。スペースが多過ぎる等）。交流スペースに関するもの（学生が集まっていて、よい雰囲気。勉強室になっているので談笑しにくい等）。全体に関するもの（すばらしい外観。お金をかけ過ぎでは等）。

④議会中継。「定例会一般質問及び予算・

決算委員会を対象とし、3月定例会実施分からの配信開始を目標とする。その方法はインターネットによる録画配信とし、あわせて庁舎内については全日程をライブで無声放送する。」と決定し準備を進めているが、録画配信に新たな費用を伴うこともあり、その対象範囲を当初は定例会一般質問に限定して実施することになった。委員会は3月の予算委員会の内容を検証し、決算委員会以降をどのようにするのかを当局と再協議することになった。

(3)新庁舎調査特別委員会消滅後における調査項目の引き継ぎ。当特別委員会消滅後の調査項目は、次の委員会で引き継ぐことになった。

調査項目、委員会名の順でお話しさせていただきます。

開かれた議場を実現するためのイベント企画（議場コンサートを含む。）に関すること、議会運営委員会。議会中継に関すること、広報広聴常任委員会。

(4)意見。

デザイン性も高い斬新なつくりの新庁舎は町民の誇りである一方で多くの血税も投入されているため、「ここまで立派なものが本当に必要だったのか」との複雑な住民感情も少なからずある。

また、来庁者に関しては、日常的に来庁する一部の住民を除いて、「どこから庁舎に入ればよいのか」、「どこを通過して目的地に行けばよいのか」と案内表示の少なさに戸惑うことも多い。

そして、高齢者、障害者、妊婦等は「駐輪場から目的地までの距離が遠い」、「路面がタイル張りで凹凸が多い」等、往来に不便を感じている様子もうかがえ、仮に町当局が新庁舎のコンセプトやデザイン性等に過度に縛られ、それを第一に利用者の使い勝手をおさなりにした部分があるとすれば、これは利用者を制限することになり、本来の目指すべきコンセプトに逆行するものとなる。

そのような観点から、今以上に住民（利用

者)の視点に立ち、実態に即した「太子の環」づくりを行うことこそが「人がつどう、まちをめぐる、太子がつながる」を本当の意味で実践する近道であるとする。

(5)結論。委員会として以下のとおり結論をまとめた。

9月24日に開庁した新庁舎は、地域の景観をリードしたり、まちのよりどころとして住民に開かれていたり、行政機能の提供にとどまらず、さまざまな機会を生み出す場となっている。また、災害時には防災拠点や避難拠点にもなり、まちの安全安心を守る機能も十分に備わっている等、町民にとって非常に誇らしい施設である。

しかし一方で、この建設には多くの資金が投入されており、町民は現在の財政状況や今後の維持管理費を含めた財政運営に不安を持っている。さらに、「人がつどう、まちをめぐる、太子がつながる」をコンセプトとした斬新なつくりは旧庁舎時代の「役場」のイメージを大きく変えるものとなっており、そのことがかえって来庁者の戸惑いを誘っている部分もあり、非常に残念である。

したがって、当特別委員会消滅後も、議会として当町の財政運営を引き続き監視するとともに、町民が不安に感じている財政状況や、理解が十分に進んでいないと思われる新庁舎のコンセプト内容等、将来に向かってよりすばらしい私たちの「太子の環」をつくり上げていくのに理解を促すための対外的なアナウンスをさらに行う必要がある。それに加えて、開庁後に利用して初めてわかることもあることから、当初のコンセプト(考え方)に縛られない柔軟性ある対応も求められる。

(6)提言。以上の調査結果を踏まえ、委員会として協議した結果、以下を提言する。

①将来にわたる財政的な負担を軽減するため、効率的で健全な責任ある財政運営を推進し、あわせて町民の不安を解消するための発信をさらに行っていくこと。

②新しいコンセプトに関して町民の理解を深めるための発信をさらに行っていくこと。

③住民の意見に耳を傾け、コンセプトどおりであっても、本当に必要なことはちゅうちょせず勇気を持って迅速に改善すること。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(井村淳子) 以上で新庁舎調査特別委員会委員長福井輝昭議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第 4 議案第 11 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 12 号 太子町行政不服審査会条例の制定について

日程第 6 議案第 13 号 太子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 14 号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 15 号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 19 号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第 20 号 太子町行政不服審査関係手数料条例の制定について

○議長(井村淳子) 日程第4、議案第11号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第

10、議案第20号太子町行政不服審査関係手数料条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案7件については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田日出夫議員。

**○吉田日出夫議員** それでは、総務常任委員会の付託案件を報告します。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第11号。付託年月日、平成28年3月4日。件名、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年3月11日（金）午前10時から午前11時。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①法が全面改正になったが、その立法趣旨はとの質疑に、まず手続の迅速化と公正性等の確保である。それとあわせて、組織としての継続性の確保による過去の知見の活用の観点から、審査会を設置して審議をしていくというところであるとの説明があった。

②行政機関全体を通して、文書で法に基づく異議申し立ての実績はあるのかとの質疑に、過去は町が処分を出しても何か意見があれば窓口に来て担当者との話の中で解決するものが多く、なかなか事例はないが、今後は出てくるものと想定しているとの説明があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次、同じく、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下

記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第12号。付託年月日、平成28年3月4日。件名、太子町行政不服審査会条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年3月11日（金）午前10時から午前11時。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①「有識者から成る第三者機関」の弁護士とは当局で用意するののかとの質疑に、情報公開審査会の構成員に3名の弁護士がいるので、その方をお願いするよう今は考えているとの説明があった。

②議案第11号で審理員を設置し、当該議案で審査会を設置するということだが、これらの関係をもう少し説明してほしいとの質疑に、まず町が処分をする。それに対して3カ月以内の審査請求期間内に審査請求が出された場合、処分に関与していない課長が審理員になる。審理員は町（審査庁）が指名し、審理していく中で双方の言い分を聞いていかなければならないので、主張を聞き、証拠書類の提出をしてもらうという流れになる。それらを見たり、双方の意見を聞いたりしながら審理員の意見書を取りまとめ、今度は第三者機関である行政不服審査会に諮問する。その諮問によって審査会で議論され、最終的な答申を町（審査庁）へ返す。その答申を参考にして町（審査庁）は裁決を下し、審査請求者に回答をする。それでも納得がいかないと訴訟という流れになるとの説明があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次、同じく、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第

13号。付託年月日、平成28年3月4日。件名、太子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年3月11日（金）午前10時から午前11時。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

第7号に「職員の退職管理の状況」というのがあがるが、それが加わった理由は何かとの質疑に、国の準則に合わせて条文を作成するわけであるが、国家公務員の場合は天下りのあつせんを根絶するという大きな目的があり、今回もそれに基づき、きちんと退職した方についても管理をするという条項である。これについては、別途「職員の退職管理に関する規則」を現在作成中であるとの説明があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

同じく、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第14号。付託年月日、平成28年3月4日。件名、職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年3月11日（金）午前10時から午前11時。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

改正内容の中で「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部を追加」とあるが、これはどういうことなのかとの質疑に、現行条例では「小学校に就学している子のあがる職員であつて」というだけの文言だったが、今回の学校教育法の改正で「義務教育学

校の前期課程」の文言が加わり、それだけを入れてしまうと、従来は小学校に含まれていた特別支援学校の子供は対象にならないのではと考えられるおそれがあるため、「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」という言葉を入れて、わかりやすくしたとの説明があつた。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

同じく、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第15号。付託年月日、平成28年3月4日。件名、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年3月11日（金）午前10時から午前11時。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑、特になし。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

同じく、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第19号。付託年月日、平成28年3月4日。件名、太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年3月11日（金）午前10時から午前11時。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①徴収の猶予の手続はどのようにすればいいのかとの質疑に、まず猶予を求める申請書に財産状況、生活状況を示す書類を添付して

提出し、あわせて今後に分割納付するのであれば、その計画書を提出していただく予定であるとの説明があった。

②参考資料の5番で「個人番号の利用手続の見直しに伴う規定の整備」として「個人番号を記載しないという見直しに伴う個人番号の規定の削除」というのがあるが、これは何を意味しているのかとの質疑に、このたび総務省の通知で、個人番号の取り扱いについて一部見直しが行われたことにより個人番号を記載しなくてもよい部分を改正したものであるとの説明があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

同じく、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第20号。付託年月日、平成28年3月4日。件名、太子町行政不服審査関係手数料条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年3月11日（金）午前10時から午前11時。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

資料や書類等の写しとあるが、手書きで写したり、写真に撮ったりしてもよいのかとの質疑に、手書きの場合は閲覧という形になるので問題はないが、写真に撮るのは、現在の手数料条例の中でもそれはできないという説明があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 以上で総務常任委員会委員長吉田日出夫議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第11号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（井村淳子） 起立全員です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第12号太子町行政不服審査会条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（井村淳子） 起立全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第13号太子町人事行政

の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(井村淳子) 起立全員です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第14号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(井村淳子) 起立全員です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第15号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告

に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(井村淳子) 起立全員です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第19号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(井村淳子) 起立全員です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第20号太子町行政不服審査関係手数料条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(井村淳子) 起立全員です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第21号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第22号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第23号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第24号 太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第25号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第28号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(井村淳子) 日程第11、議案第21号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第16、議案第28号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括

議題とします。

上程中の議案6件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査報告を行います。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第21号。付託年月日、平成28年3月4日。件名、太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年3月8日(火)午前10時から午後2時33分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①医療費無料化対象年齢を就学前に引き上げた場合の増加見込みは、対象者が約1,040名、助成額が年間約1,090万円であるが、これは実際の医療費を積算して年齢別に構成し、見積もったものであるとのこと。

②所得制限については、従来のとおり、前年度の町民税所得割額が23万5,000円未満であれば助成の対象になるとのこと。

③医療費無料化の対象者をさらに拡大する場合に必要な予算は、小学校1年生から小学校3年生で約1,100万円、小学校4年生から小学校6年生で約767万円、中学校1年生から中学校3年生で約560万円を見込んでおり、中学校3年生までを助成する場合、町の負担が合計約3,530万円増となる見込みであるとのこと。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第22号。付託年月日、平成28年3月4日。件名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年3月8日（火）午前10時から午後2時33分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①今回の税率改正の主な要因は、(1)国民健康保険の加入者が減少していること、(2)医療費が減額で推移しており、診療報酬がマイナス改正されたこと、(3)平成30年度から国民健康保険の運営主体が広域化されることに伴い国からの補助金の増額措置が見込まれることであり、その他、財政調整基金の状況等総合的に判断した上での改正であるとのこと。

②保険税減免の申請期日を「納期限前7日まで」から「納期限まで」としたことについては、他の税条例と整合性を図ったためであるとのこと。

③軽減割合については、国の通知に基づき、7割軽減は現行どおり33万円、5割軽減は1人当たり26万円を26万5,000円に、2割軽減医療分については47万円を48万円まで対象範囲を広げるとのこと。

④平成26年度決算における医療費については県内41市町の中で下から3番目であり、町の国民健康保険加入者は健康な方が多いと考えているとのこと。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第

23号。付託年月日、平成28年3月4日。件名、太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年3月8日（火）午前10時から午後2時33分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①介護保険料の減免申請期限を普通徴収においては「納期限前7日まで」、特別徴収においては「特別徴収対象年金給付の支払いに係る月の前々月の15日まで」となっているものを「納期限まで」と改正する理由については、減免の申請期限が改正される町税との整合性を図るためであるとのこと。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第24号。付託年月日、平成28年3月4日。件名、太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年3月8日（火）午前10時から午後2時33分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①利用定員が18名以下の小規模の通所介護と常時看護師による観察が必要な方をサービス対象とする利用者定員が9名以下の小規模の療養通所介護が平成28年4月1日から地域密着型通所介護に移行することに伴い町の管理となるため、地方自治法の適用を受ける施設になる。そのため、関係書類及び電子データの保存期限を地方自治法第236条第1項の

規定に基づく金銭債権の消滅時効である5年と整合性を図る必要があることから、このたびの改正を行うとのこと。

②保存記録については、書類及び電子データともに当該年度の終了時に廃棄するとのこと。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第25号。付託年月日、平成28年3月4日。件名、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年3月8日（火）午前10時から午後2時33分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①平成28年4月1日より、太子町内並びに全国の多機能端末機が設置されたコンビニエンスストアにおいて、各種証明書の交付が可能となるよう準備が進められている。ただし、一部のコンビニエンスストア（ポプラ等）においては、各種証明書の交付はできないとのこと。

②マイナンバーカードにより土日や夜間でも各種証明書の取得が可能となることについて積極的にPRしたいとのこと。

③各種証明書については、それぞれのコンビニエンスストアが偽造防止の用紙を使用することにより不正防止対策が講じられているとのこと。

④個人情報については、専用回線を用いて、町が保有しているデータをJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）を經由し、コンビニエンスストアに提供されるため、情報が漏えいするおそれはないとのこと。また、コンビニエンスストアでの多機能

端末機の操作は全て本人が行い、送受信されたデータは証明書発行後削除されるとのこと。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第28号。付託年月日、平成28年3月4日。件名、太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年3月8日（火）午前10時から午後2時33分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において、厚生年金保険法に基づく傷病補償年金及び休業補償の支給に係る消防団員に関しての調整率が改正されたことによる改正であるとのこと。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（井村淳子） 以上で福祉文教常任委員会委員長首藤佳隆議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第21号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(井村淳子) 起立多数です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第22号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(井村淳子) 起立全員です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第23号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(井村淳子) 起立全員です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第24号太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(井村淳子) 起立全員です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第25号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井村淳子） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（井村淳子） 起立全員です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第28号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（井村淳子） 起立全員です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第17 議案第10号 町道路線の認定について

日程第18 議案第26号 太子町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

日程第19 議案第27号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井村淳子） 日程第17、議案第10号町道路線の認定についてから日程第19、議案第27号太子町下水道条例の一部を改正する条

例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案3件については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第10号。付託年月日、平成28年3月4日。件名、町道路線の認定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年3月9日（水）午前10時から午後0時23分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。質疑、なし。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第26号。付託年月日、平成28年3月4日。件名、太子町空き家等の適正管理に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年3月9日（水）午前10時から午後0時23分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①空き家は所有者が自己の責任において管理することが原則であるので、行政指導が基本となり、最後の手段として代執行があるとのこと。また、代執行に要した費用の徴収及び滞納処分については、代執行によって空き家の撤去を行った神戸市の例を参考にして対

応していくとのこと。

②空き家になるまでのフォローと対策については、空き家バンクに見られるように、今後の空き家の活用について町内の不動産会社やハウスメーカーと情報交換をしていき、空き家をなくしていきたいとのこと。また、まちづくり課に住宅リフォーム相談窓口を設け、空き家所有者から寄せられる相談にも対応しているとのこと。

③管理不全な状態の空き家については、聞き取り調査や水道メーターを確認することにより実態の把握をしているとのこと。

④老朽危険空き家の判断については、柱の傾きや外壁及び屋根の破損、剥落の度合い等15項目で空き家の不良度を点数化して行うとのこと。

⑤老朽危険空き家に指定された空き家の所有者に対して、町からの撤去、修繕等の指導や助言に従わず「勧告」となった場合、固定資産税の住宅用地の特例の対象外となるとのこと。

⑥空き家に関して、所有者と隣人、自治会に意見の相違がある場合は、町として中立な立場で指導、勧告を行い、第三者機関である審査会にも意見を聞いていく予定であるとのこと。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第27号。付託年月日、平成28年3月4日。件名、太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年3月9日(水)午前10時から午後0時23分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

前処理場処理污水に係る使用料単価について、兵庫県皮革産業協同組合連合会と協議し、太子前処理場の健全運営を図るために使用料単価を値上げすること。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、よろしくお願いたします。

**○議長(井村淳子)** 以上で経済建設常任委員会委員長玉田正典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第10号町道路線の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長(井村淳子)** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長(井村淳子)** 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

**○議長(井村淳子)** 起立全員です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第26号太子町空き家等の適正管理に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長(井村淳子)** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（井村淳子） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（井村淳子） 起立全員です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第27号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（井村淳子） 起立全員です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第20 議案第29号 平成28年度兵庫県太子町一般会計予算

○議長（井村淳子） 日程第20、議案第29号平成28年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案については、平成28年度一般会計予算委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

平成28年度一般会計予算委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 では、ただいまより平成28年度一般会計予算委員会の委員会審査報告を行います。報告書に従って報告させていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第29号。付託年月日、平成28年3月4日。件名、平成28年度兵庫県太子町一般会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年3月14日（月）午前10時から午後4時19分、平成28年3月15日（火）午前10時から午後4時55分、平成28年3月16日（水）午前10時から午後4時21分、平成28年3月17日（木）午前10時から午前10時44分、4日間でありました。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過については、別紙のとおりであります。

(2) 審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決しました。（賛成）吉田委員、藤澤委員、堀委員、中薮委員、長谷川委員。（反対）平田委員。

(3) 会議録は、後日希望者に配付いたします。

次に、本委員会の審査報告書を報告させていただきます。

1、審査に当たって。

(1) 付託案件の「平成28年度兵庫県太子町一般会計予算」の審査に当たりましては、審査上必要な資料を確認し、事前に資料（別添）の提出を求め、慎重に審査いたしました。

(2) 補助説明員として、課長、副課長、施設長、一部の係長の出席を認め、必要な説明を求めました。

(3) 歳出予算については、各課の平成28年度における重点目標や取り組み姿勢を聞いた後、それぞれの事業内容ごとに質疑を行い、

審査しました。

## 2、審査意見。

まず、歳入について。

1、納税者の実態を把握した上で、収納率の向上を図るためのノウハウを研究し、収入未済や不納欠損の抑制に努めること。

2、法人税について、各法人の実態を把握し、収納率の向上に努めること。

3、税の確保の観点から、たばこは町内で購入するようにPRすること。

4、国、県支出金をより有効に活用すること。

5、受益者負担のあり方を検証し、各施設の利用率の向上にも努め、財源確保を図ること。

6、町有財産の有効活用を図り、自主財源の確保に努めること。

7、PFI並びにPPP手法の導入及び活用を調査、検討すること。

次に、歳出について。

(1)各款共通事項について。

①新規事業については、住民周知すること。

②各種随意契約は、特定の業者に集中することなく、透明性、競争性を確保し、経費節減に努めること。

③各施設の光熱水費等、経費削減に引き続き努めること。

(2)各款の予算について。

①総務費。1、職員のさらなる接遇向上に努めること。2、18歳選挙権も含めた新しい選挙制度について啓発に努めること。3、ふるさと応援寄付金を広く募るサービス体制を確立すること。4、町民法律相談は、開催回数を増やす等、可能な限り充実させること。

5、マイナンバー制度導入に伴い、周知の徹底と適正な対応に努めること。

②民生費。1、民生委員の活動はとても重要なので、さらなるサポートを行うこと。2、あらゆるリスクに備え、早急につくも荘の代替地を確保すること。3、扶助費の上昇を抑制するために、各課が連携して予防事業

への取り組みを強化すること。4、やすらぎタクシー運賃助成事業は、対象者の拡充を検討すること。5、子育て学習センター（のびすく）は、子育て支援にはとても重要なので、速やかに拠点場所の確保を図ること。

6、国・県の動向を注視し、子育て支援の充実を図ること。7、待機児童の解消を図り、子育て世帯の負担軽減に努めること。

③衛生費。1、揖龍保健衛生施設事務組合について、負担経費等の節減に努めること。

2、揖龍保健衛生施設事務組合に対し、長期休暇中のごみ回収業務工程の見直しについて要望すること。3、予防接種の重要性を対象者にアピールし、接種率の向上をさらに進めること。4、少子化対策は、他市町の取り組みも研究し、取り入れること。

④労働費については、ありません。

⑤農林水産業費。1、鹿対策には、各課が連携し、被害対策を講じること。2、農業の将来を見据え、担い手の育成、地産地消を推進すること。3、地籍調査の人員確保に努め、事業の進捗を加速させること。

⑥商工費。1、太子ブランドのPRと販売拡大を図ること。2、商工業の活性化に向け、あらゆる支援策を講じ、各課が協力して事業を進めること。3、新しい特産品の商品開発に積極的に支援すること。

⑦土木費。1、旧環境センター解体・整地作業の安全対策の徹底と、多目的施設計画の安全性も考え、進めること。2、崩壊のおそれがある空き家は、早急に対策を講じること。3、各種事業計画の資料は、随時更新し、公開するよう努めること。4、雨水排水対策は、関係部署が連携して、総合的かつ計画的に進めること。

⑧消防費。1、防災資材備蓄品の見直しを図り、消費期限に準じて補充すること。2、地震や豪雨等の災害に備え、危機管理体制を強化し、災害対策に努めること。3、福祉避難所の拡充等、災害弱者に配慮した取り組みを図ること。4、消防団員の定員割れの解消に努めること。

⑨教育費。1、学校教材用備品は、各学校の規模に応じ数量等を整備し、充実を図ること。2、小・中学校の学校図書の充足率を高めること。3、自然に触れ合える学校行事を継続し、特に安全面にも配慮すること。4、公共施設の修繕は、早期着手に努めること。5、教育施策への人的支援や各種サポート体制を強化すること。6、学校での文化・スポーツ活動等へのさらなる支援を行うこと。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（井村淳子） 以上で平成28年度一般会計予算委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 28年度一般会計の予算に対する反対討論を行います。

今回の予算計上は、子ども・子育て、安全・安心、健康・長寿など3つの重要事項を位置づけ、第5次太子町総合計画実施計画、28年度から30年度に向けた基本方針による予算計上が上げられる中で、財政運営において新庁舎建設に伴い大きな管理予算が拡大傾向にある中、国庫支出金、県支出金など、さらには地方交付税などにより社会保障、福祉医療、教育費、土木費、公園、防災、災害費に至るまでいろいろなメニューを講じ、独自の町税、さらには雑入などにより予算計上しておりますが、予算委員会から歳入歳出審査意見にしても多くの意見提言がなされております。

太子町は若いまちと言いながら、これから高齢化が着々と進む中、医療費はもとより、災害がいつ起きるかわからない状況下におい

て、特に雨水対策事業はこれまでの課題であり、やっと雨水幹線等整備事業が3カ年事業費の中で基盤整備されようとしております。このことは一定の評価できますが、災害発生が予想される際に情報伝達手段の重要な役割を果たす防災行政無線の整備が急務であります。

28年度の予算計上を見る限りでは、ますます住民の暮らしに対し大きく負担がのしかかってくることは必至であります。一方、地方消費税による交付金が拡大しても、直接恩恵を受けるのは自治体であり、住民の暮らしにどれだけ反映されるかであります。今回の予算を見る限りであれば、余り変化が見られない。住民にとって消費税増税は年間1世帯4人家族で平均約5万円から6万円の負担が課せられ、何ら社会保障財源費と言われても、介護費、子供の医療費を中学卒業まで完全無料化するなど、医療費に関し予算は余り反映されていない。

さらに、各款共通歳出予算による委託料、負担金についても例年どおり変化がなく、削減しようとする姿勢が見えない。

また、各種特命随意契約など、法に触れないとはいえ、いかなる場合も透明性、さらなる競争性を確保し、経費節減を図るのが町政ではないでしょうか。財政健全化に努めると言うなら、さらなる本当の経費節減に対する努力が必要と思われま。

さらに、予算要望に対し、よく言われるのが、費用対効果についての順位であります。これも目線の違いにより大きく異なります。検討には、結果を出していただくための予算を出していただきたい。検討しますだけの返答で、災害が起きたらどうするのか。安全・安心のまちを築こうとするなら、要望に応える予算と、思い切った、まちの活性化を考えた、若い人たちが地元で働ける雇用環境への支援、労働費、中小零細企業の活力を高めるための予算をもう少し有効に活用できる予算、一方では担い手が必要とする農業水産費の予算など、運用への支援拡大を図っていた

だきたい。

さらに、地域経済活性化計画など立ち上げ、太子町の利便性を生かした、他自治体に負けない予算に本腰を入れ、太子町に税が落ちる仕組みをつくり、今以上の財源確保、公共施設に対する管理維持事業、さらには建設などにますますお金がかかる深刻な事態が生じております。そういった中で、困らない予算の使い道をもう一度考え直した予算の執行を願う。

最後に、大規模地震から住民を守る、特にお年寄り、身障者に対する防災減災対策、医療福祉などの要求に対し、住民負担の実態を明らかにして、住民の命と暮らしを守る立場に立って、3年、5年、さらには将来を見据えた予算執行を強くお願いし、反対討論とさせていただきます。

以上です。

**○議長（井村淳子）** 次に、原案賛成の方の発言を許します。

中薮清志議員。

**○中薮清志議員** 平成28年度一般会計予算について賛成討論を行います。

気になる点もありますが、審議段階での質疑及び意見により、今後の課題として改善を図るべく研究、検討されるものと期待しております。

今回の予算を見る限り、住民生活の向上のための新しいサービスや継続していかなければならない重要な事業に、財政状況を考えながら、丁寧な予算措置がとられていると感じられます。

また、健全財政の維持のため、さらなる財源の確保や税の徴収率向上などの歳入の拡大に向けても取り組まれていると思います。

しかし、庁舎の建設費、管理費、また今後社会保障費、老朽化による施設の修繕費や建設費の増加が考えられるため、さらに危機感を持って予算、事業の執行に当たること、庁舎にかかる費用を理由に住民サービスの低下が起らないよう努めることを意見としてつけ、賛成討論とさせていただきます。

**○議長（井村淳子）** 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**○議長（井村淳子）** 次に、原案賛成の方の発言を許します。

清原良典議員。

**○清原良典議員** 今定例会並びに28年度予算委員会を経て特に感じることは、例年のこととはいえ、支出金の中でウエートの高い負担金の使途、内訳精査がなされず、無駄に税金が投入され続けていることに驚きを隠せません。

例えるなら、ごみ収集運搬の負担金の精査が全く行われていない。幾ら揖龍保健衛生施設事務組合の範疇であるとはいえ、多額の負担金を拠出しているのであるから、金額の適正さを最低限把握することは当然のことである。ましてや、比較対照できる同等許可を有する業者からの見積書も提出されており、また時間も十分経過しておるにもかかわらず、それらは全く反映されず、貴重な太子町民の税金が無駄に使われているのは明らかです。太子町側の担当部長、担当課長、特に揖龍保健衛生施設事務組合の副管理者である太子町長の責任は重大なものです。心して取り組み直していただくことを強く要望します。

また、予算委員会において、揖龍保健衛生施設事務組合内の組合規定に関し、情報公開条例の制定について、なぜ制定しないのかとの質問をした際に、副管理者である町長に答弁を求めましたが、生活環境課の課長が代理答弁をされました。答弁内容は、たつの市の条例に準ずるとのことでした。後に確認をしたところ、そのような事実はないとのこと、生活環境課長に答弁が事実と反することを伝えたところ、事実実態が判明されました。答弁にあった、たつの市の条例に準ずるといふことはないと結論です。

一体、町長初め担当課の職員は何をもって本会議で間違った答弁をするのか。事務組合の1人の職員の口車に乗せられ虚偽の答弁をするのか。このような決め事すら理解せず

我々に間違った答弁をすることの罪の重さを深く反省すべきであり、事の起こりを調査し、議会に対しきっちりと報告をすべきである。我々議員も町民からの貴重な税金より報酬をいただいているし、町長初め職員も同様のことであります。支出金、負担金の適正を精査確認することは、必ず行わなくてはならない業務であります。早急に確認することを強く要望します。

また、今期、町幹部と出入り業者との会食が報道され、町民に不安、不審を抱かせることになったことは、法に抵触しないといえども、許されない行為です。余りにモラルがなさ過ぎと言わざるを得ない。太子町は無法地帯かという話も聞かされます。重々に胸に刻み、慎んだ行動に徹すべきと申し伝えます。

全ての予算に反対する気はなく、あえて賛成討論の場での討論にさせていただきます。

○議長（井村淳子） ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（井村淳子） 起立多数です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第21 議案第30号 平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

日程第22 議案第31号 平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

日程第23 議案第32号 平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

## 日程第24 議案第33号 平成28年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（井村淳子） 日程第21、議案第30号平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算から日程第24、議案第33号平成28年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算までを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました特別会計の報告を行います。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第30号。付託年月日、平成28年3月4日。件名、平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年3月8日（火）午前10時から午後2時33分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。

【補足説明】参考資料をもとに、国民健康保険特別会計の平成28年度当初予算の考え方について補足説明を受けた。

①歳出について。

(1)平成27年度の上半期までの医療給付費から平成27年度の医療給付費の決算見込み額をおおむね0.26%減になると見込んだとのこと。

(2)年度平均の一般被保険者数は0.4%の減、退職被保険者については39%の減で想定したとのこと。

(3)医療給付費の伸び率は、厚生労働省が示す数値に基づき、医療技術の高度化等によ

る上昇分として2.3%の増、診療報酬の改正及び薬価分を0.84%の減とし、全体として医療費の伸びについては1.46%の増と想定したとのこと。

(4)後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金については、国及び社会保険診療報酬支払基金からの通知をもとに積算したとのこと。

②歳入について。

(1)国庫支出金及び県支出金については、保険給付費等の対象経費から控除対象分を差し引いて、それぞれ国・県の法定率を乗じて算出したとのこと。

(2)前期高齢者交付金については、国及び社会保険診療報酬支払基金からの通知をもとに積算したとのこと。

(3)平成27年度予算の補正後の基金残高見込みは平成26年度末に比べ2,324万5,000円の減で、今年度末の財政調整基金の保有見込みを1億7,337万4,643円と見込んでいるが、このうち、繰越金の状況等も勘案し、1億459万9,000円の繰入金を予算措置しているとのこと。

【質疑応答】質疑応答により、次のことを確認した。

①平成27年度のペイジー口座振替受付サービスの受け付け件数は、平成28年2月末現在110件であったとのこと。

②特定健康診査等負担金の1人当たり助成基準単価は、集団方式では4,190円の3分の1、個別方式では5,490円の3分の1であるとのこと。

③姫路市医師会に委託していた特定保健指導を平成28年度より町の直営事業とし、嘱託保健師1名を雇用することで対象者が保健指導を受けやすい環境を整えるとのこと。

④特定健康診査の受診率は、平成26年度28.4%、平成27年度29%（見込み）であり、県平均32.8%（平成26年度）を下回っている。そのため、今後も先進自治体の取り組み状況を参考にしながら、早期発見、早期治療につながるよう努めるとのこと。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第31号。付託年月日、平成28年3月4日。件名、平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年3月8日（火）午前10時から午後2時33分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①地域密着型介護事業者に対しては町が主体的に管理監督する必要があるため、今後6カ月に1回は調整会議を開き、事業者より事業について説明等を受けることとなるとのこと。

②平成28年3月より段階的に介護予防・日常生活支援総合事業へ移行することとなるが、生きがいきづくりや介護予防へとつなげていく支え合いの仕組みづくりにおいて、今後は既存の介護事業所だけでなく、民間企業、ボランティア、NPO等との調整を行うため、高年介護課に担当職員を1名配置し、調整等を実施していくとのこと。

③国の介護給付費負担金については、介護サービス費在宅分、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料については、給付額の20%と施設サービス費の15%の積み上げによって算出しているとのこと。

④介護予防・日常生活支援総合事業のうち短期集中サービスの通所型Cサービス及び生活支援サポート事業の訪問型Bサービスについては、社会福祉協議会に委託予定であるとのこと。

⑤生活支援体制整備事業については、中学校区に生活支援コーディネーターを2カ所

(東中校区は太子の郷、西中校区はまほろばの里を予定) 配置し、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を進めていくことを目的に、地域のニーズと資源の状況把握、問題提起や多様な団体への協力依頼などの働きかけ、関係者のネットワーク化を進めていくとのこと。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第32号。付託年月日、平成28年3月4日。件名、平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年3月8日(火) 午前10時から午後2時33分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。

【補足説明】参考資料をもとに、後期高齢者医療特別会計の平成28年度当初予算の考え方について補足説明を受けた。

①保険料率の考え方。

(1) 後期高齢者医療の保険料については、診療報酬の改定にあわせて2年に一度改定されるが、平成26年度と比べ1人当たりの医療給付費は増加し、被保険者負担率は引き上げになっており、保険料の増加が見込まれているが、給付費準備基金のうち73億円を取り崩すことによって保険料の増加抑制を図ったとのこと。

(2) 保険料改定後の均等割額は、27年度より694円増の4万8,297円。所得割率は、0.47%増の10.17%となるが、保険料の増加抑制措置として医療費準備基金を取り崩したことと、低所得者軽減対象の拡大などにより、実質的には1人当たりの平均保険料が305円、伸び率が0.39%の引き下げになっているとのこと。

②賦課限度額については、改定はなく、現行どおり57万円であるとのこと。

③保険料の低所得者軽減については、均等割額2割軽減及び5割軽減において所得基準額を引き上げているとのこと。

【質疑応答】質疑応答により次のことを確認した。

①医療費については、今後後期高齢者が大幅に増えることにより増加していくと予測されるが、今回の改定においては、県の財政安定対策基金を使うことなく、後期高齢者医療広域連合の基金からの繰り入れによって2年前と同水準を保持しているとのこと。

②後期高齢者医療広域連合納付金については、後期高齢者医療広域連合が兵庫県全体の金額を検証した中で、太子町が納付すべき金額を示した数値に基づき計上しているとのこと。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第33号。付託年月日、平成28年3月4日。件名、平成28年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年3月8日(火) 午前10時から午後2時33分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①平成27年5月に、神戸新聞に町外者枠を新たに増やし募集を始めた旨の記事が掲載され、このとき問い合わせは複数あったが、最終的な申し込みは1基だけであったとのこと。

②平成28年度については、広告料52万円を計上し、新聞2紙の朝刊に2回募集広告を出す予定であるとのこと。なお、過去2回広告

を出しているが、その効果としては、平成15年度には38基の応募、平成21年度には30基の応募があったとのこと。

③町外者枠の募集については、たつの市と姫路市在住の方に限定しているとのこと。

④永代使用料については、過年度の実績を踏まえ、町内分として10基分（1基当たり56万円）を見込んで予算計上しているとのこと。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（井村淳子） 以上で福祉文教常任委員会委員長首藤佳隆議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第30号平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

○議長（井村淳子） 起立全員です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第31号平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

○議長（井村淳子） 起立全員です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第32号平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

○議長（井村淳子） 起立全員です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第33号平成28年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(井村淳子) 起立全員です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後0時05分)

(再開 午後1時10分)

○議長(井村淳子) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第25 議案第34号 平成28年度  
兵庫県太子町下水道事業  
特別会計予算

日程第26 議案第35号 平成28年度  
兵庫県太子町水道事業会  
計予算

○議長(井村淳子) 日程第25、議案第34号平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算から日程第26、議案第35号平成28年度兵庫県太子町水道事業会計予算までを一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長玉田正典議員。

○玉田正典議員 それでは、報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第

34号。付託年月日、平成28年3月4日。件名、平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年3月9日(水)午前10時から午後0時23分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

①法適化支援アドバイザー業務委託とは、公営企業会計への移行に向けて、専門のアドバイザーより法適化基本方針に関する指導・助言、固定資産台帳の整理に関する指導等を受けるものであるとのこと。

②雨水幹線検討業務委託については、最も早く、かつ安価で整備できる手法を検討するためのものであるとのこと。

③短期間で町内の下水道を整備したこと、また太子町は都市計画税を徴収していないこと等により、下水道会計への繰入金一般会計を大きく圧迫しているとのこと。

④各地区公民館に300リットル程度の雨水貯留槽を設置し、家庭用雨水貯留槽設置による減災対策についてPRしていくとのこと。

⑤公営企業会計への移行に向けて、下水道事業基金積立金を3億円以上積み立て、留保資金を確保したいとのこと。

⑥上下水道事業所の技術職員の養成、採用については、平成29年度に技術職員の採用を予定しているとのこと。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続いて、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第35号。付託年月日、平成28年3月4日。件名、平成28年度兵庫県太子町水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成28年3月9日(水)

午前10時から午後0時23分。

### 3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。質疑応答により次のことを確認した。

① 今後、老朽管の更新を行う必要があることから、財源の確保のため水道料金の値上げは避けられないと考えているとのこと。

② 今年度、老朽管更新計画を策定し、今後はその計画に沿って耐震管への切りかえ工事を進めていくとのこと。

③ 近年、水道使用量が減少している。一般家庭の節水意識は高く、また企業誘致も難しく、工業用水の増加が見込めないため、今後も水余りは続くとのこと。

④ 吉福浄水場については、築40年以上が経過し、老朽化している。今後は、水源地として活用し、老原浄水場へ送水、また西播磨水道企業団からの受水に対しても、緊急時に活用することも考えているとのこと。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（井村淳子） 以上で経済建設常任委員会委員長玉田正典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第34号平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算、反対討論をいたしま

す。

下水道事業は美しい環境を守り、暮らしの整備に向けた取り組みに対する実施予算であります。今回、雨水対策、雨水幹線整備にかかわる調査、雨水4号幹線枝線整備工事、雨水貯留槽設置工事など、予算を講じ、実施しようとすることは評価をいたします。

水洗化率も約96.5%と進む中において、先の議会にて質問したとおり、公共下水への未接続に対する浄化槽処理問題、一部の人間による環境を悪化させる問題があります。

そこで、皮革前処理場事業については、多大な予算を講じ、処置、処理ができていながら、美しい環境を守ると言いながら、環境問題として、公共下水道に対する未接続者に対し、融資条件などつけ加え、支払い緩和など行い、行政の力をもって前向きに考えていただきたい。

皮革処理事業については、現在の機械設備による維持管理、老朽化による長寿命化計画の一環として生污泥搬送事業を行うだけの対策であり、本来の削減とはほど遠い話であります。この事業を行い、既に何十億円という予算を講じ、支援を行ってきており、財政上からしても長年にわたる懸案事項であります。

この問題は今後どうするのか。大切な税の負担、平等性に欠けるものであり、子供たちの中学校3年までの医療費助成事業しかり、お年寄りの方への生活支援の充実を図るために必要とする予算に大きな影響が及んでおります。住民にとって大切な血税を投入していることから、解決策を講じる必要があります。

今以上に県に対し責任を果たさせるべきではないでしょうか。御当地選出の議員など通じて、新たな県交付金などに対応していただくか、受益者負担など、あらゆる手だてで住民の負担を軽減していただきたく、反対討論といたします。

○議長（井村淳子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) ほかに討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(井村淳子) 起立多数です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第35号平成28年度兵庫県太子町水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(井村淳子) 起立全員です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第27 請願第3号 「まちづくりに関して、太子町の行政能力向上と、議会が地域や住民視点で取り組むことを求

める請願」

○議長(井村淳子) 日程第27、請願第3号「まちづくりに関して、太子町の行政能力向上と、議会が地域や住民視点で取り組むことを求める請願」を議題とします。

ただいま上程中の請願第3号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願付託表のとおり、経済建設常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま付託しました請願につきましては、閉会中の継続審査にすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第28 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長(井村淳子) 日程第28、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第2回太子町議会定例会(第461回町議会)を閉会します。

(閉会 午後1時25分)

~~~~~

### 議長挨拶

○議長(井村淳子) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る2月24日の招集以来、本日まで31日間の長きにわたる会期でしたが、その間に審議されました案件は、一般会計、特別会計、企業会計、合わせて総額207億5,232万9,000円の平成28年度当初予算を初め、各会計の補正予算、条例の制定など、多数の重要案件でございました。議員各位には、この間始終熱心に御審議を賜り、ここに全て滞りなく議了することができましたことは、町政のためまことに御同慶にたえません。ここに謹んで議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げます。

また、町長初め町当局各位の議会審議に対して真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられた意見等につきましては、今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものでございます。特に新年度予算の執行に当たりましては、厳しい財政状況ではありますが、“和のまち太子”の実現に向け、福祉の向上と生活基盤の充実が図られますよう強く望むものでございます。

いよいよ春、各地から花の便りが聞かれる好季節となってまいりましたが、議員各位にはこの上ともなく御自愛いただきまして、町政伸展のため、なお一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます。

また、3月をもって退職をされます宗野教育委員会次長、堂本経済建設部長におかれましては、長い間本当に御苦労さまでございました。今後は健康に御留意され、第二の人生を歩んでいただきたいと思っております。

以上をもって、まことに簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

### 町長挨拶

○町長(北川嘉明) 平成28年第2回太子町議会定例会(第461回町議会)を閉会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

去る2月24日から開会されました今期定例会におきまして、議員各位には、議案が多数にもかかわらず、本会議並びに各委員会を通じて慎重に御審議いただき、その御苦労に対しまして衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

おかげをもちまして、本日をもって平成28年度予算案並びに各種重要案件につきまして滞りなく議了していただきましたことを厚くお礼申し上げます。

なお、審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映できますよう努力してまいる所存であります。

日を追うごとにしのぎよい時節となっておりますが、議員各位におかれましては、御健康に十分御留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、私ごとで恐縮でございますが、太子町長選挙の日程が7月10日に予定されております。

当町にとりましては、昨年完成した役場庁舎を新しい行政拠点とし、住民一人一人の願いを大切にす、次の時代を見据えた、輝く未来につながる、魅力あるまちづくりを進めていくことが重要であります。

特に、まち・ひと・しごと創生法に基づく太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略により、まちの活力維持と太子町人口ビジョンで掲げている目標人口の達成のため、時代の変化に対応し、コンパクトさを生かした、住みよい太子らしさを追求する諸施策の展開と、今後においても、さらに行財政改革を遂行し、財政健全化に努めていくことが求められています。

そこで、微力ではありますが、まちの将来

に不安を残すことなく道筋をつけ、さらなる  
展望を開いていくことが私に課せられた使命  
であると考えますので、来る町長選挙に出馬  
し、引き続きその役目を務めさせていただき  
たく決意を申し上げまして、定例町議会の閉  
会に際しましての御挨拶とさせていただきます  
す。ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりこ  
こに署名する。

平成 年 月 日  
太子町議会議長 井 村 淳 子

署名 議員 服 部 千 秋

署名 議員 橋 本 恭 子